

総発 1 2 0 1 第 3 号  
平成 2 9 年 1 2 月 1 日

内 部 部 局 の 長 }  
大臣官房各課長 } 殿

大臣官房総務課長  
( 公 印 省 略 )

「厚生労働省文書取扱規則第 2 8 条第 1 項に規定する  
別に大臣官房総務課長が定める發送文書について」の  
一部改正について

「厚生労働省文書取扱規則第 2 8 条第 1 項に規定する別に大臣官房総務課長  
が定める發送文書について」（平成 2 5 年 3 月 1 8 日付総発第 0 3 1 8 第 1 号  
大臣官房総務課長通知）の一部を別添のとおり改正する。

「厚生労働省文書取扱規則第28条第1項に規定する別に大臣官房総務課長が定める發送文書について」の一部改正について

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>厚生労働省文書取扱規則第28条第1項に規定する<u>公印又は契印の押印を要しないものとして大臣官房総務課長が定める發送文書について</u></p> <p>厚生労働省文書取扱規則（平成23年厚生労働省訓第21号。以下「規則」という。）第28条第1項に規定する<u>公印又は契印の押印を要しないものとして大臣官房総務課長が定める發送文書を次のとおり定める。</u></p> <p><u>第1 公印及び契印の押印を要しないものとして大臣官房総務課長が定める發送文書は、次に掲げるものとする。</u></p> <p><u>1 本省内部部局、施設等機関、地方支分部局又は外局への發送文書</u></p> <p><u>2 一般に公表する發送文書、情報提供を行うための發送文書その他の偽造されるおそれが少ない發送文書</u></p> <p><u>第2 契印の押印を要しないものとして大臣官房総務課長が定める發送文書は、規則第20条第1項の規定により文書管理システムを用いて決裁文書の起案を行った發送文書（第1に掲げる發送文書に該当するものを除く。）とする。</u></p>	<p>厚生労働省文書取扱規則第28条第1項に規定する<u>別に大臣官房総務課長が定める發送文書について</u></p> <p>厚生労働省文書取扱規則（平成23年厚生労働省訓第21号）第28条第1項に規定する<u>別に大臣官房総務課長が公印及び契印の押印を要しないものとして定める發送文書を次のとおり定め、平成25年3月18日から適用する。</u></p> <p><u>一般に公表する發送文書、情報提供を行うための發送文書その他の偽造されるおそれが少ない發送文書</u></p>